21　22の欄は、発振回路に故障が生じた場合において、自動的に電波の発射を停止する機能を有する場合は、有の□にレ印を付け、それ以外は無の□にレ印を付けること。ただし、第15条の３第４項（第16条の２第６項及び第25条第３項において準用する場合を含む。）の規定が適用されることとなる場合は、前項及び同項に関する記載を省略することができる。

22　23の欄は、この別表の記載事項以外の工事設計について、法第３章に規定する条件に合致している場合は、□にレ印を付けること。

23　24の欄は、添付図面として、無線設備系統図、機器配置図、電源系統図及びブロッキングチャートを添付し、□にレ印を付けること。なお、添付図面の記載は、次によること。

⑴　無線設備系統図は、電力増幅器、変復調器等を含めて記載した送信機及び受信機並びに空中線系の接続系統を記載すること。ただし、13の欄において「―」を記載した場合は無線設備系統図の添付を要しない。また、単一の送信機及び空中線系を使用する場合、単一の電波の型式、周波数、空中線電力及び周波数等の条件を使用する場合、その他の送信装置、空中線及び周波数等の関連付けが明らかな場合は添付を要しない。

［⑵～⑷　略］

24　25の欄は、次によること。

⑴　第15条の２又は第15条の３第１項（同条第２項、第16条の２第６項及び第25条第３項において準用する場合を含む。以下この別表において同じ。）の規定により、工事設計の全部又は一部の記載を省略する場合は、その旨及び第15条の３第１項ただし書の規定による場合は既に申請を提出した総合通信局の名称を記載すること。この場合においては、工事設計の内容が同一である無線局の免許の番号、識別信号等を記載すること。

［⑵　略］

［削る］

25　27の欄は、次によること。

⑴　人工衛星の名称の欄は、当該無線局の通信の相手方となる人工衛星（宇宙物体を含む。以下この注において同じ。）が、他の人工衛星と区別できる特有の当該人工衛星の名称を「何衛星」のように記載すること。ただし、当該人工衛星が使用できなくなつたときに代わりに使用する当該人工衛星と同一の軌道又は位置の人工衛星を含める場合は、「何系衛星」のように記載することができる。

［⑵～⑷　略］

⑸　空中線系番号の欄は、人工衛星の名称、人工衛星の軌道又は位置、総合伝送利得及び衛星回線雑音温度の関連付けができるように10の欄に対応した空中線系番号を記載すること。

［⑹・⑺　略］

26　29の欄は、10の欄の空中線系番号の別に次によること。

⑴　空中線系番号の欄は、10の欄の番号と関係付けて記載すること。

⑵　水平面又は垂直面の別の欄は、該当する欄の□にレ印を付けること。

［⑶　略］

27　31の欄は、次によること。ただし、移動する無線局（地球局は除く。）の場合は、記載を要しない。

⑴　人工衛星の名称の欄は、注25⑴に準じて記載すること。

［⑵　略］

22　20の欄は、発振回路に故障が生じた場合において、自動的に電波の発射を停止する機能を有する場合は、有の□にレ印を付け、それ以外は無の□にレ印を付けること。ただし、第15条の３第４項（第16条第５項及び第25条第３項において準用する場合を含む。）の規定が適用されることとなる場合は、前項及び同項に関する記載を省略することができる。

23　21の欄は、当該無線局の工事設計書の記載事項以外の工事設計について、法第３章に規定する条件に合致している場合は、□にレ印を付けること。

24　22の欄は、添付図面として、無線設備系統図、機器配置図、電源系統図及びブロッキングチャートを添付することとし、□にレ印を付けること。なお、添付図面の記載は、次によること。

⑴　無線設備系統図は、電力増幅器、変復調器等を含めて記載した送信機及び受信機並びに空中線系の接続系統を記載すること。ただし、12の欄において「―」を記載した場合は無線設備系統図の添付を要しない。また、単一の送信機及び空中線系を使用する場合、単一の電波の型式、周波数、空中線電力及び周波数等の条件を使用する場合その他の送信装置、空中線及び周波数等の関連付けが明らかな場合は添付を要しない。

［⑵～⑷　同左］

25　23の欄は、次によること。

⑴　第15条の２又は第15条の３第１項（同条第２項、第16条第５項及び第25条第３項において準用する場合を含む。以下この様式において同じ。）の規定により、工事設計の全部の記載を省略する場合は、その旨を記載すること。この場合においては、工事設計の内容が同一である無線局の免許の番号及び識別信号等により明示すること。

［⑵　同左］

⑶　無線設備規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第119号）附則第３条第２項の規定の適用を受けることを希望する場合は、当該無線設備が平成19年11月30日までに製造されている無線設備である旨を記載すること。

26　25の欄は、次によること。

⑴　人工衛星の名称の欄は、当該無線局の通信の相手方となる人工衛星（宇宙物体を含む。以下この項において同じ。）が、他の人工衛星と区別できる特有の当該人工衛星の名称を「（何）衛星」のように記載すること。ただし、当該人工衛星が使用できなくなつたときに代わりに使用する当該人工衛星と同一の軌道又は位置の人工衛星を含める場合は、「（何）系衛星」のように記載することができる。

［⑵～⑷　同左］

⑸　空中線番号の欄は、人工衛星の名称、人工衛星の軌道又は位置、総合伝送利得、衛星回線雑音温度の関連付けができるように９の欄に対応した空中線系番号を記載すること。

［⑹・⑺　同左］

27　27の欄は、９の欄の空中線系番号の別に次によること。

⑴　空中線系番号の欄は、９の欄の番号と関係付けて記載すること。

⑵　水平面又は垂直面の別の欄は、該当する欄の□にレ印を付すこと。

［⑶　同左］

28　29の欄は、次によること。ただし、移動する無線局（地球局は除く。）の場合は、記載を要しない。

⑴　人工衛星の名称の欄は、注26⑴に準じて記載すること。

［⑵　同左］